

★第22回★

「遺産未分割時の相続税」

相続税の申告においては、遺産分割協議が整わないために相続税申告期限までに遺産分割が確定していないケースも十分考えられます。今回は、そうした場合に相続税申告を行なう際の留意点を解説していきます。



税理士 八木正宣

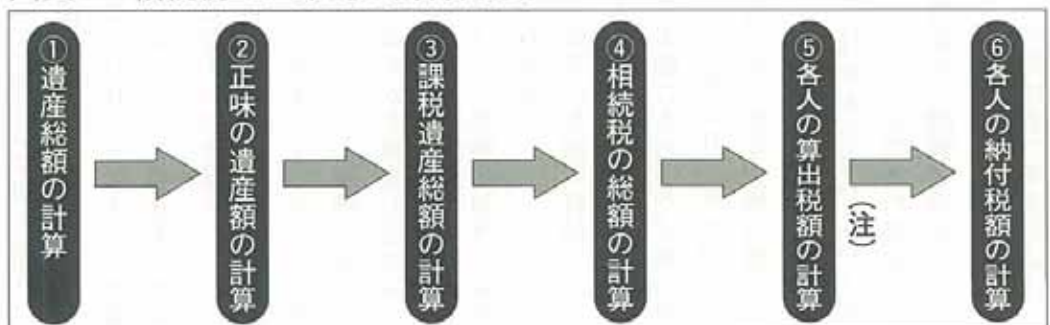
相 相続税は、2段階の課税方式を採用しています。すなわち、被相続人に係る遺産の総額および相続人の構成から相続税の総額を確定させ、その相続税の総額を各相続人が実際に取得した財産の割合に応じて負担する仕組みとなっています（図表1。詳しくは本連載の第4回、2005年6月1日号を参照）。

したがって、遺産分割協議が整わないために、相続税の申告期限までに遺産の分割が行なわれない場合には、各相続人の納付すべき相続税が確定しないこととなります。

取得財産が確定しないからといって、相続税の申告および納税の期限は延期されません。そのため、相続財産の分割協議が成立していないときには、各相続人が民法に定める法定相続分により財産を取得したものととして相続税を計算し、申告と納税をすることになります。

未分割で相続税の申告をする場合には、相続税の計算上、配偶者の税額軽減といった一定の特例を利用することができなくなります

図表1 相続税の基本的な計算方法



(注) 各人の算出税額は各人の実際の相続分に応じて計算される。ただし遺産分割協議が整っていないときは、法定相続分に応じて計算

ので注意が必要です。

また、分割が決まっていない財産については、物納の不適合要件に該当するため、物納審査時まで分割できなければ、物納制度を利用することができません。時に

は通常の場合の相続税に比べて高い相続税額を、申告期限までに各相続人が金銭または延納で納付することになります。

一定期間内に協議が整えば適用される特例も存在

未分割の場合の相続税申告において利用できない相続税の特例は、大きく2つのパターンに分けることができます。「相続税の申告期限後3年以内に遺産分割が整えば適用を受けることができるもの」と、「期限内申告でないと適用を受けることができないもの」です。

〈申告期限後3年以内に分割があれば、適用を受けることができる特例〉

これに属する特例は、「小規模宅地等の特例」「配偶者の税額軽減」です。

原則として、申告期限から3年以内に分割があった場合には、相続税の更正の請求の手続きにより、この2つの特例を適用して計算した相続税とすることができません。更正の請求は、当初の申告税額よりも実際の分割に基づく税額

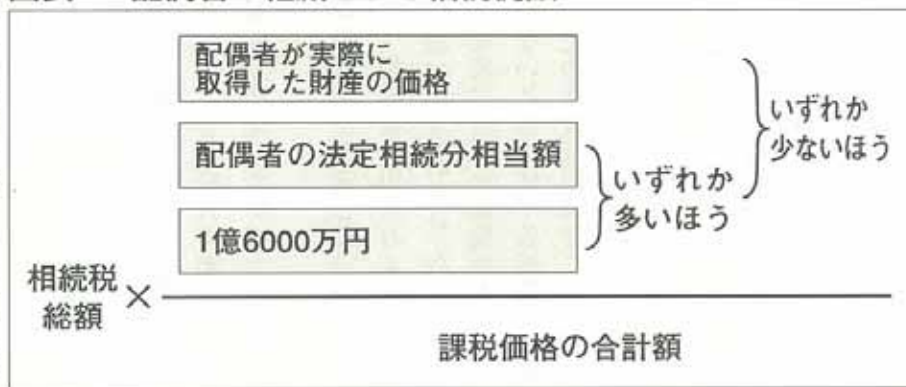
図表2 小規模宅地等の評価の特例の概要

用途	分類	評価減の対象	評価減割合
事業用	特定事業用宅地等	400m ²	80%減額
	特定同族会社事業用宅地等		
	国営事業用宅地等		
	その他の事業用宅地等	200m ²	50%減額
居住用	特定居住用宅地等	240m ²	80%減額
	その他の居住用宅地等	200m ²	50%減額

が少ない場合に、遺産分割の日の翌日から4ヵ月以内に行ないます。

小規模宅地等の特例は、相続に

図表3 配偶者の軽減される相続税額



よって土地等を取得した場合に、その土地の中に被相続人等が自宅として住んでいたり、事業用に使用していた宅地があったときは、その土地が被相続人等の生活・事業の基盤になっていたことを考慮して、宅地の評価額の一定割合を減額することができるというものです。

小規模宅地等の特例には、いくつかの分類があり、それぞれ減額割合や減額対象面積が定められています(図表2)。

減額割合が80%の「特定事業用宅地等」「特定同族会社事業用宅地等」「国営事業用宅地等」「特定居住用宅地等」については、その宅地をだれがどのように相続するかによって、どの分類に属するかが変わってきます。

言い換えると、だれが相続するのが決まっていな宅地等については、どの小規模宅地等に分類されるかが確定しません。したがって、当該宅地等が未分割の場合には、小規模宅地等の特例は適用されません。

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際にもらった正味の遺産額が、「1億6000万円」か「配偶者の法定相続分相当額」のどちらから多い金額までは、配偶者に相続税はかからないという制度です。なお、配偶者の軽減される相続税額は、図表3の式で算出されます。

この配偶者の税額軽減は、配偶

者が遺産の分割などで実際にもらった財産を基に計算されることになっていきます。したがって、相続税の申告期限までに配偶者に分割されていない財産は、税額軽減の対象になりません。

**物納等を利用するには
申告期限内の分割が原則**

〔期限内申告でない適用を受けることができない特例〕

相続税の申告期限内でないと適用されない特例は、「農地等の相続税の納税猶予」と「物納」です。原則として、申告期限後に分割しても、これらの規定を適用することはできません。

農地等の相続税の納税猶予は、農業経営の存続と農地の細分化防止のために認められた制度であり、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合に限って、農地等の評価額のうち「農業投資価格」を超える部分に対する相続税の納税が猶予されるというものです。

猶予された相続税額は、「その相続人が死亡した場合」か「申告

期限後20年間農業を継続した場合」のいずれかに該当した日に納税が免除されます。

農地等を相続する（農業経営を引き継ぐ）相続人が決定しないと、その期間は農業経営の継続が図られません。この納税猶予の特例は、適用要件を申告期限内とすることで、農地等の早期の遺産分割を促すものとなっています。

物納制度は、相続した財産のほとんどが不動産等で、金銭による相続税の一括納付および延納制度による分割納付が困難な場合に、相続財産をもって相続税を納付する制度です。

物納に充てることができる財産は、国税庁において管理処分しやすい財産であることが前提です。取得者が決まっていない財産は、物納の許可を受けることができません。

ただし、物納の審査については、相続税の申告期限から3ヵ月（最長9ヵ月以内）に行なわれまゝす。物納申請財産が未分割であっても、その審査期間に分割がなされれば、物納が認められるケースもあります。

88

今回の解説
を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



**遺産分割協議が整わず
相続税がどうなるのが
分からないUさん**

Uさん「父の相続に係る相続税の申告期限までもう間もないのですが、相続人の間で遺産分割がなかなかまとまりません。仮に未分割であった場合の相続税はどうなるのでしょうか？」

行職員「相続税の申告期限までに分割が決まらなないと、法定相続分で各相続人が遺産を取得したものとして相続税を計算することになります。また、配偶者の税額軽減など一定の特例を受けることができません。ですから、相続税は、遺産分割が整った場合に比べて高くなるケースもあると思われまゝす」

Uさん「それは困りますね」

行職員「ただし、申告期限後3年以内に遺産分割協議が整えば、遡って適用を受けることができる特例もあり、この場合は、相続税を減額することができます。しかし、農地等の相続税の納税猶予と物納については原則として申告期限内の分割が前提となっています」

Uさん「財産に農地はありませんし、物納を利用する予定もありません。できれば期限内に、遅くとも申告期限後3年以内に遺産分割を行なう必要がありますね」

★アドバイスのポイント★

本文でも解説したとおり、相続税の申告期限内に、あるいは相続税の申告期限後3年以内に遺産分割がまとまらない場合、相続税が高くなる可能性があります。できれば、申告期限内に遺産分割を行なうことをお勧めしたいところです。